

# 「府民公募型安心・安全整備事業」審査表

## □技術審査（行政によるチェック：項目によっては市町村も参画）

### □第1段階チェック（事業の対象・対象外を仕分）

#### 【工事種別・公共性・工事規模による仕分】

##### ①施設管理の視点

◇京都府が管理する施設であるか。国や市町村など他の管理者が管理する施設は対象としない。

##### 【評価】

○：事業対象とする

×：事業対象としない

##### ②工事規模の視点

◇身近な安心安全につながる工事であるか。建物の新築・改築工事、道路バイパス工事や河川整備など複数年の事業期間を要する大規模な工事は対象としない。

##### 【評価】

○：事業対象とする

×：事業対象としない

##### ③公益性の視点

◇不特定多数の府民に利益のある工事であるか。特定の個人や団体等の利益に限られる工事は対象としない。

##### 【評価】

○：事業対象とする

×：事業対象としない

##### ④既着手の視点

◇申請時点で既に着手予定又は実施中の工事ではないか。実施見込みのある場合は対象としない。

##### 【評価】

○：事業対象とする

×：事業対象としない

##### ⑤他事業の視点

◇他の事業の計画区間等に含まれていないか。含まれる場合は対象としない。

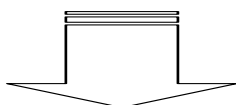
##### 【評価】

○：事業対象とする

×：事業対象としない

※-1 「市町村協働型」については、既存要望の中から、上記①～⑤の事業対象に該当するものを本事業の対象とする。

※-2 「府民提案型」については、上記①～⑤の何れか一つでも「×：事業対象としない」ものがあれば、本事業の対象とならない。技術審査一覧に対象工事とならない理由（番号）を記入し、第2段階チェックは行わない。



第2段階チェックへ

## □第2段階チェック（3段階で評価）

### 【地域づくりとの整合性】

(ア)公共事業としての必要性、投資効果の大きさ

#### 【評価】

- ◎：特に事業効果が大きく、多くの府民に受益が見込める。
- ：必要性が認められるが、受益の効果が限定される。
- ×：必要性が極めて低い（認められない）。

(イ)地域づくりや市町村のまちづくりとの整合性

#### 【評価】

- ◎：市町村が行う事業又は地域の活動と一体的に実施することができる。
- ：市町村が行う事業又は地域の活動と特段の関連はないが、工事実施により、地域の安心・安全な環境が高まる。
- ×：市町村事業や地域の活動に支障を及ぼす恐れがある。

(ウ)地域や市町村等からの要望との整合性

#### 【評価】

- ◎：市町村や自治会等の地域要望とも一致する。（部分的な一致も含む）
- ：既存の地域要望は無いが、自治会、PTA等地域の団体からの提案で、多くの声が反映されている。
- ×：地域の要望との整合は認められない。または、地域の要望と相反している。

### 【技術上の適合性】

(ア)関係法令や構造基準、技術基準との適合性

#### 【評価】

- ◎：提案工事の内容は、関係法令や構造基準、技術基準と適合している。
- ：提案工事の内容は一定の基準を満たしており、工事実施上の制約は小さい。
- ×：関係法令、基準等に合致せず、工事実施が不可能。あるいは、適合性が極めて低く、周辺地域や交通等のへ影響が大きい。または、膨大な時間と費用を要する。

### 【速効性】

(ア)緊急対応の必要性

#### 【評価】

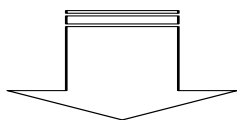
- ◎：施設状態、施行適期、地域要件を検討した結果、工事施行が急がれる。
- ：施設状態、施行適期、地域要件に適合した時期に工事施行すること適当。
- ×：他の提案と比較し、不要不急と判断される。

(イ)用地補償の有無、他の管理者や占有者、周辺住民との調整の有無

#### 【評価】

- ◎：用地補償の必要が無く、他の管理者、占有者等との調整が不要又は極めて容易。
- ：他の管理者等との調整は軽微で、用地補償や周辺調整に関して地域の協力が得られる。
- ×：用地取得や関係者との調整が極めて困難で、相当の時間を要することが見込まれる。

※緊急的に実施すべき工事は、審査委員会へ事後報告



**審査委員会へ**